



那須烏山消防署訓練施設での訓練の様子

広報

MINAMINASU KOUIKI

こういき



- ・議会の新体制…………… 2
- ・令和元年度決算報告…………… 3
- ・新人紹介（消防士）…………… 4
- ・消防からのお知らせ…………… 5～7
- ・病院からのお知らせ…………… 8～9
- ・保健衛生センターからのお知らせ…………… 10

組合議会の新体制

議席番号	氏名	市町名	新任 再任
1	久保居 光一郎	那須烏山市	再
2	中山 五男	那須烏山市	再
3	田島 信二	那須烏山市	新
4	小川 洋一	那珂川町	新
5	大金 清	那珂川町	新
6	大金 市美	那珂川町	再
7	川俣 義雅	那珂川町	新
8	矢板 清枝	那須烏山市	新
9	平塚 英教	那須烏山市	再
10	益子 純恵	那珂川町	新
11	阿久津 武之	那珂川町	再
12	沼田 邦彦	那須烏山市	再

組合議員が改選され、初となる議会が去る6月30日に開かれました。
議長に沼田邦彦氏（那須烏山市）、副議長に大金市美氏（那珂川町）
が選出されました。
また議会選出の監査委員には、平塚英教氏（那須烏山市）が選任されま
した。

議長に 沼田 邦彦 氏
副議長に 大金 市美 氏



監査委員
平塚 英教 氏



副議長
大金 市美 氏



議長
沼田 邦彦 氏

令和元年度 決算報告

令和元年度の一般会計及び病院事業会計の決算が、9月25日に開かれた令和2年第3回議会定例会で認定されましたので、その概要をお知らせします。

●歳入 <総額 23億5,632万円>

分担金及び負担金	21億8,117万円 (92.6%)
組合債	4,500万円 (1.9%)
使用料及び手数料	3,978万円 (1.7%)
繰入金	3,000万円 (1.3%)
繰越金	1,654万円 (0.7%)
国庫支出金	1,413万円 (0.6%)
県支出金	974万円 (0.4%)
その他 (諸収入・財産収入)	1,996万円 (0.8%)

●歳出 <総額 23億2,543万円>

衛生費	12億2,261万円 (52.6%)
消防費	8億2,756万円 (35.6%)
公債費	1億7,233万円 (7.4%)
総務費	1億163万円 (4.4%)
議会費	130万円 (0.0%)

一般会計

一般会計の決算額は、歳入が23億5632万円、前年度比2%の減、歳出が23億2543万円、前年度比1.9%の減となり、実質収支額は3090万円となりました。

また、地方自治法第23条の2の規定により、実質収支額のうち1600万円を財政調整基金へ積立しました。

歳入

歳入については、構成市町村からの負担金が最も多く、21億8117万円、歳入総額の92.6%を占めています。

歳出

歳出については、衛生費が最も多く、次いで消防費、公債費となっています。

主なものとしては、し尿処理・ごみ処理に係る費用及び、台風19号による災害復旧事業のほか、水槽付消防ポンプ自動車の更新を行いました。

病院事業会計

収益的収入及び支出

病院事業収益は、26億3591万円、病院事業費用は、27億9125万円で、差し引き1億5534万円の純損失となりました。

損失の主な要因は、療養病床の患者数の減少による入院収益の減及び診療体制の充実・人事院勧告の実施などによる人件費の増並びに施設の老朽化に伴う修繕費の増等によるものです。

資本的収入及び支出

資本的収入は、1億942万円、資本的支出は、2億8982万円で、収支不足額9500万円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

支出の主なものは建設改良費で、検体検査システムや超音波診断装置など医療機器等の購入費用になります。

収益的収入及び支出

病院事業収益	26億3,591万円
医業収益	23億 563万円
医業外収益	3億3,028万円
病院事業費用	27億9,125万円
医業費用	26億8,050万円
医業外費用	1億1,019万円
特別損失	56万円

資本的収入及び支出

資本的収入	1億9,482万円
企業債	7,180万円
他会計負担金	1億1,781万円
長期貸付金返還金	521万円
資本的支出	2億8,982万円
建設改良費	1億 274万円
企業債償還金	1億8,456万円
投資	252万円

資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和元年度決算に係る資金不足比率を公表いたします。

那須南病院事業会計においては、令和元年度決算における資金不足額は生じておりません。

そのため、左の表の数値欄は「—」と表示されます。

資金不足比率		
公営企業会計名	令和元年度数値	経営健全化基準
那須南病院事業会計	—	20.0%

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度 情報公開及び個人情報保護制度の運用状況

当組合では、行政に関して住民に説明する責務を全うするとともに、公正で開かれた行政を推進するため、「情報公開条例」に基づき組合の行政情報を公開しています。

また、「個人情報保護条例」により、組合の保有する個人情報の適正な取扱いと、本人からの情報公開開示請求等に関する手続を定め、プライバシーの保護に努めており「情報公開制度」及び「個人情報保護制度」の運用状況については、毎年1回その概要を公表することになっています。

◎令和元年度は、3件の情報公開の開示請求がありました。

情報公開条例による 公開請求の状況 (H31.4.1～R2.3.31)

※部分公開とした理由は、個人に関する保護情報に該当する部分があったため。

実施機関	担当課	請求件数	処理状況			不服申立て
			公開	部分公開	非公開	
組合長	斎場	1	1	0	0	—
	保健衛生センター	1	1	0	0	—
	消防本部	1	0	1	0	—

◎個人情報開示請求が2件（内訳：全部開示2件）ありました。

フレッシュファイヤーマン紹介

令和2年4月1日付で、新たに3名の消防職員が採用となり、4月初めから約半年間、栃木県消防学校での厳しい初任教育を終え、各消防署へ配属となりました。



★松田 拓末（那須烏山消防署配属）

今年度採用されました、消防士の松田拓末です。約半年間、消防学校において、消防活動の知識・技術を学んできました。それらを活かして地域住民の方々の生命、身体、財産を守っていただけるように、一生懸命努めて参ります。よろしくお願いたします。



★川上 優月（那珂川消防署配属）

今年度から那珂川消防署に配属されました。まだまだ未熟ですが、消防学校で身につけた技術と知識、体力を活かして1日でも早く先輩方に追いつき、現場で活躍できるように、頑張りますのでよろしくお願いたします。



★人見 龍太（那珂川消防署配属）

今年度から那珂川消防署に配属されました。半年間の消防学校初任教育を修了しましたがまだまだ不安だらけです。一日でも早く一人前の消防士と認められるように日々精進して参ります。どうぞよろしくお願いたします。



住宅用火災警報器の設置をお願いします

平成21年6月1日より、那須烏山市、那珂川町の**新築、既存を問わず全住宅**（店舗併用住宅やアパート（自動火災報知設備が設置されているものは除く。）も含みます。）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

□ 「住宅用火災警報器」とは？

火災で発生した煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

□ なぜ寝室等に「住宅用火災警報器」の設置が必要なの？

- ①建物火災で死亡した人のうち、**約9割**が住宅火災によるものです。
 - ②住宅火災による死者は、22時から翌朝の6時までの**就寝時間帯**に多く発生しています。
 - ③住宅火災で死亡した要因として最も多いのが「**逃げ遅れ**」です。
- 以上の点から、火災をいち早く感知し、就寝中の住人に知らせ、逃げ遅れを防ぐためです。

□ 住宅のどこに「住宅用火災警報器」を設置するの？

- ①**必須**：就寝に使う部屋（寝室、子ども部屋など）
- ②条件あり：就寝に使う部屋がある階の階段最上部（寝室が2階以上の階にある場合）
- ③条件あり：住宅用火災警報器を設置する必要がなかった階で、就寝に使用しない7㎡（4畳半）以上の居室が5以上ある階の廊下。

上記の部分に**住宅用火災警報器（煙式）**の設置が必要となります。

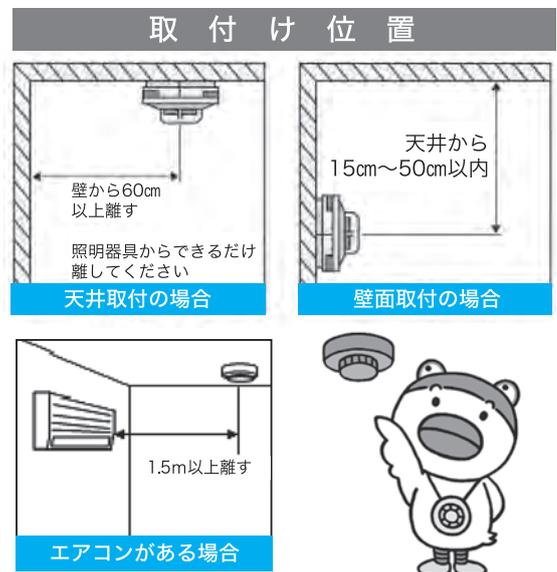
※当管内では台所への設置は義務になっていませんが、火を使う台所にも設置する事をお奨めします。この場合、住宅用火災警報器（熱式）が適しています。

□ 「住宅用火災警報器」の取付け位置は？

天井や壁にネジで固定するだけです。取付け位置図をご参照ください。



設置場所図（二階建住宅の例）



取付け位置図

- 設置した後も定期的な点検が必要です。また、電池切れの際に、設置から**10年以上**経過している場合、電子部品が劣化しているので本体の交換を推奨します。
- 住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店などで購入できます。また、安いもので1個あたり2千円～3千円の商品が販売されています。
- 消防署では、消火器や住宅用火災警報器の販売は一切おこなっておりませんので、悪質な訪問販売等には十分注意してください。

令和元年10月1日から

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が義務づけられました。

新たに消火器を必要とする飲食店

- ①建物の延べ面積150㎡未満のもの。
(延べ面積150㎡以上の飲食店等は、従前から設置が義務付けられています)
- ②飲食を提供する為、調理を目的として火を使用する設備
又は器具を設けているもの。

消火器を設置するにあたって

- ①消火器とともに標識も設置してください。
- ②消火器を設置後、6か月ごとに点検し、1年に1回消防署へ
点検結果報告書を提出してください。

飲食店

火を使用する
設備又は
器具がある？



はい

いいえ

設置義務あり*

設置義務なし

※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置 (火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における
被害を軽減する安全機能を有する装置 (例: 圧力感知安全装置)

○ 調理油過熱
防止装置

× 立ち消え防止
安全装置



ガスコンロ

違反対象物公表制度

運用開始 平成31年4月1日～

違反対象物公表制度についてのお問い合わせは
ホームページでご確認ください。

南那須消防本部

検索



危険物取扱者試験のご案内

- ◇試験日 令和3年2月7日(日)
- ◇試験種類 甲種、乙種(第1類～第6類)、
丙種
- ◇受付期間 12月7日(月)～12月18日(金)
(但し、土・日曜日は除く)
- ◇受付場所 (一財) 消防試験研究センター
栃木県支部
- 問合せ ☎028-624-1022

消防設備士試験のご案内

- ◇試験日 令和3年3月28日(日)
- ◇試験種類 甲種(特類・第1類～第5類)、
乙種(第1類～第7類)
- ◇受付期間 1月18日(月)～1月29日(金)
(但し、土・日曜日は除く)
- ◇受付場所 (一財) 消防試験研究センター
栃木県支部
- 問合せ ☎028-624-1022



南那須地区

マタニティー・サポート119



南那須地区広域行政事務組合消防本部では、令和2年1月1日から「南那須地区マタニティー・サポート119(妊婦事前登録制度)」を開始しました。



マタニティー・サポート119とは?

マタニティー・サポート119とは、妊娠した方を救急車で搬送する場合に必要となる、出産予定医療機関や予定日などの情報を事前に消防署へ登録いただくことで、万が一の際に救急隊の迅速な対応を実現するとともに、出産を控えた方の不安を和らげるための制度です。

対象者となる方

- ①那須烏山市または那珂川町にお住まいで、市・町へ妊娠の届出を行う方。
- ②既に、妊娠の届出が済んでいる方や、那須烏山市または那珂川町に里帰りして出産準備をしている方。

事前登録の手続き

- ①那須烏山市こども課及び那珂川町子育て支援課で妊娠の届出を行う際、登録を希望または検討する方に、「妊婦情報事前登録届出書」を配布いたします。
※「届出書」は消防本部ホームページ(上記QRコード)からダウンロードも可能です。
- ②妊婦情報事前登録届出書に必要事項を記入して下記いずれかの消防署へ提出します。(届出書の写しを交付しますので母子健康手帳と一緒に保管して下さい)

救急搬送時の流れ

- ①「陣痛や破水など出産の兆候」「腹部の痛みや出血」「腹部に強い張りを感じる」などの症状や「陣痛とは異なる激しい腹痛等の異常」などを感じたら、まずかかりつけの医療機関に電話連絡します。
(※意識障害や、けいれんなどの場合には119番通報を優先してください)
- ②医師に救急車で来院する必要があると指示された場合や、自家用車などの移動手段がない場合は「119」番に通報し、住所、氏名とともに「南那須地区マタニティー・サポート119」に登録していることを伝えます。
- ③119番通報を受けたオペレーターは、救急隊に「事前登録者」であることを伝え、救急隊は登録情報を活用して迅速に医療機関へ搬送します。

※注意事項

搬送医療機関は、原則出産予定医療機関としていますが、医師と連絡を取り、容態などによって変更になる場合もあります。

この制度は、南那須地区(那須烏山市・那珂川町)内からの救急搬送に限定されるものです。

届出先 那須烏山消防署 ☎0287-82-2009 那須烏山市神長880番地1
那珂川消防署 ☎0287-92-2800 那珂川町馬頭2337番地1





那須南病院からのお願い



那須南病院を受診される場合や、入院患者さんへの面会等で来院される場合は、次の事項にご留意くださいますようお願いいたします。

なお、今般の新型コロナウイルス感染の二次感染防止のため、来院の際は、必ずマスク着用のうえ、手や指の消毒をお願いいたします。



1. 外来受診方法

※「発熱等の呼吸器症状」・「強い倦怠感」・「味覚障害」がある方は必ず事前に病院へ連絡してください。

(1) 診療科

- ・ 常 設 (内科、循環器内科、脳神経内科、外科、小児科、整形外科、眼科)
- ・ 非常設 (耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科)

※診察日および休診日は、ホームページや院内掲示、または広報で「外来担当医一覧」をご確認いただくか、直接病院へ電話でお問い合わせください。

(2) 初めて受診される方へ

- ・ 受付は午前8時30分から総合受付で開始します。
- ・ 受付時に診療申込書、問診票(総合受付前に置いてあります)、健康保険証、公費受給者証・紹介状等(お持ちの方)を提出してください。

(3) 2回目以降受診される方へ

予約のある方

- ・ 再来受付機で受付(診察券が必要です)をしてから各科外来または検査受付前でお待ちください。

予約のない方

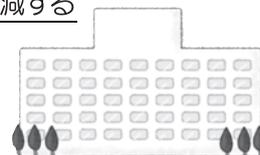
- ・ 受付時に診察券、健康保険証、公費受給者証・紹介状等(お持ちの方)を総合受付に提出してください。
- ・ 症状等から判断して、診療科を案内させていただきます。

(4) 救急外来を受診される方へ

- ・ 受診の際は、必ず事前に症状や当院での手術・通院の有無等を電話連絡のうえ、ご来院ください。
- ・ 診察の順番については、救急患者の症状の緊急度により、順番が入れ替わることがありますので、ご了承ください。(重症患者の対応の場合、長時間お待たせすることもあります)
- ・ 休日または時間外の受診は、預り金(管内5,000円、管外10,000円)をいただき、後日精算となります。

2. 限度額適用認定証

- ・ 高額な医療を受けるとき、ご加入している保険者(国保または社保)にあらかじめ申請をして、「限度額適用認定証」の交付を受けることで、1か月の医療費の支払いを自己負担限度額までに軽減することができます。(入院時の食事代や室料差額などは、別途負担となります)
- ・ 交付の該当については保険者にお問い合わせください。



3. 入院患者さんへの面会

現在、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、次のとおり面会を制限させていただいております。大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

面会時間 午後3時から午後6時30分まで(毎日) (15分程度の短時間でお願します)

- 【面会が可能な方】 ・ 面会許可証をお持ちの方 ※原則、患者さん1名に対して1日1名(1日1回)
- ・ 病院側から来院要請があった場合

※面会の際は、面会届を提出してください。(平日は病棟へ、時間外は救急外来受付へ)

〈お問い合わせ〉 那須南病院 ☎0287-84-3911

病児保育所ご利用のお知らせ

那須南病院では病児保育所を開設しており、病気の回復していないお子さんを保護者のご都合（勤務等）により、ご家庭で保育できないときに、一時的にお子さんをお預かりしています。

ご利用について

利用できる児童と 利用料金

- 那須烏山市または那珂川町に住所を有する生後10か月～小学6年生（日額：2,000円）
- 保護者が那須烏山市内の事業所に勤務する生後10か月～小学6年生（日額：3,000円※）
（※高根沢町在住の方は日額：2,000円）

保育定員

1日3人まで（お子さんの状態やその時の予約状況により、定員未満でもお預かりできない場合もあります）

保育時間

月曜日～金曜日 午前8時～午後6時（延長は出来ません）
休園日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）



ご利用方法

1. 事前登録

病児保育所のご利用には**事前登録**が必要ですので、「病児保育利用登録書※」に必要事項をご記入のうえ、**那須南病院 総務課**に提出してください。

2. 病児保育所の仮予約の連絡

希望日のご利用について、那須南病院 総務課へ**仮予約**の連絡をしてください。

受付時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

3. かかりつけ医を受診

「診療情報提供書(利用連絡票)※」を持参して、かかりつけ医を受診し、診察結果を記入していただきます。

4. 病児保育所の本予約の連絡

ご利用希望日の前日までに、那須南病院へ**本予約**の連絡をしてください。

5. 病児保育所入所

当日に「病児保育事業利用申請書※」、かかりつけ医が発行した「診療情報提供書(利用連絡票)」
「利用時の持ち物」を持参して、お子さんを預けてください。

6. お子さんのお迎えと利用料金の支払い

午後6時までにお子さんのお迎えと、利用料金のお支払をお願いします。

※登録等に必要書類各種は、那須南病院のホームページよりダウンロードができます。



【お問い合わせ】 那須南病院 総務課 ☎0287-84-3911

家庭ごみの直接搬入について

大掃除などで一時的に多量のごみが出た場合や、コンテナに入らない粗大ごみを処分する場合には、保健衛生センターに直接搬入することができます。

直接搬入をご希望の方は、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「ごみの分け方・出し方」で分別方法を確認し、必ず分別してからお越しください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、直接搬入を中止させていただく場合もありますので、搬入する際は組合ホームページ等でご確認をお願いいたします。

問合せ先：保健衛生センター ☎0287-83-1155

【平日の受入】

月曜日～金曜日

(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

【休日の受入】

第一日曜日(日程が変更となる場合がありますので、詳しくはごみの収集カレンダーをご覧ください)

令和3年		
1月10日(日)※	2月7日(日)	3月7日(日)
4月4日(日)	5月9日(日)※	6月6日(日)

※1月及び5月は第二日曜日となりますので、ご注意ください。

【受入時間】

午前の部 8時30分～11時30分

午後の部 13時00分～16時30分

【料 金】

一般家庭ごみ 10kg当たり100円



お 願 い

- お持ち込みの際は、職員の誘導・指示に従ってください。
- 受け入れできないごみは、家庭ごみ収集カレンダーに記載されている「保健衛生センターで処理できないごみ」をご参照ください。
- 休日は混雑が予想されますので、状況により長時間お待ちいただく場合があります。時間にゆとりをもってお越しください。
- ごみステーションに出せるごみは、なるべくごみステーションをご利用ください。
- 事業系ごみの休日受け入れは、行っておりませんのでご注意ください。

紙類の分別について

保健衛生センターに搬入される燃やすごみの中には、約20%の資源化できる紙類が含まれています。これらの紙類はきちんと分別することで、資源物となります。ごみの減量化、再資源化のため、更なる分別のご協力をお願いいたします。

資源化できる紙類

- ・紙パック
- ・新聞紙
- ・広告紙
- ・雑誌、書籍
- ・包装紙
- ・厚紙
- ・菓子箱
- ・コピー用紙
- ・ハガキ(圧着ハガキは除く)
- ・カレンダー(金具は除く)



資源化できない紙類

- ・紙コップ、紙皿
- ・紙くず
- ・ティッシュ
- ・写真
- ・感熱紙
- ・キッチンペーパー
- ・カーボン紙
- ・シール、粘着テープ
- ・ラミネート紙
- ・汚れた紙、臭いの付いた紙

